

平成23年度全国食品衛生主管課長會議資料 (重点事項)

平成24年2月22日(水)
厚生労働省医薬食品局食品安全部

食品中の放射性物質への対応

●これまでの対応

■食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定
(23年3月17日)

■食品中の放射性物質に関する検査

地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日)
(検査実施状況：108,799件、うち暫定規制値超過1,148件) (2月15日時点)

■暫定規制値を超えた食品の回収、廃棄

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品については、
同一ロットの食品を回収、廃棄 (23年3月19日～)

■食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた地点の広がり等を
踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限
等を指示 (23年3月21日～)

■食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

解除の条件 (放射性セシウム)

直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、
すべて暫定規制値以下

<食品中の放射性物質の暫定規制値>

核種	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値（ベクレル/kg）	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注2)	
	野菜類（根菜、芋類を除く。）	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注1) ウラン、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても、暫定規制値が別途定められている。
注2) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

<出荷制限の対象となっている食品（2月15日時点）>

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、 原木シイタケ（露地・施設栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、 キノコ類（野生のものに限る。）、たけのこ、くさそてつ（こごみ）、ウメ、ユズ、 クリ、キウイフルーツ、米（平成23年産）、ヤマメ（養殖を除く。）、ウグイ、 アユ（養殖を除く。）、イノシシ肉、クマ肉 等 (全域) イカナゴの稚魚、牛肉 注)
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ（露地・施設栽培）、茶 (全域) イノシシ肉 注)
栃木県	(一部地域) 茶、原木クリタケ（露地栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、 原木シイタケ（露地・施設栽培） (全域) 牛肉 注)、イノシシ肉 注)、シカ肉
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ（露地栽培）、茶
神奈川県	(一部地域) 茶
群馬県	(一部地域) 茶
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ（露地栽培）、(全域) 牛肉 注)
岩手県	(全域) 牛肉 注)

注) 福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除

食品の暫定規制値の考え方等について

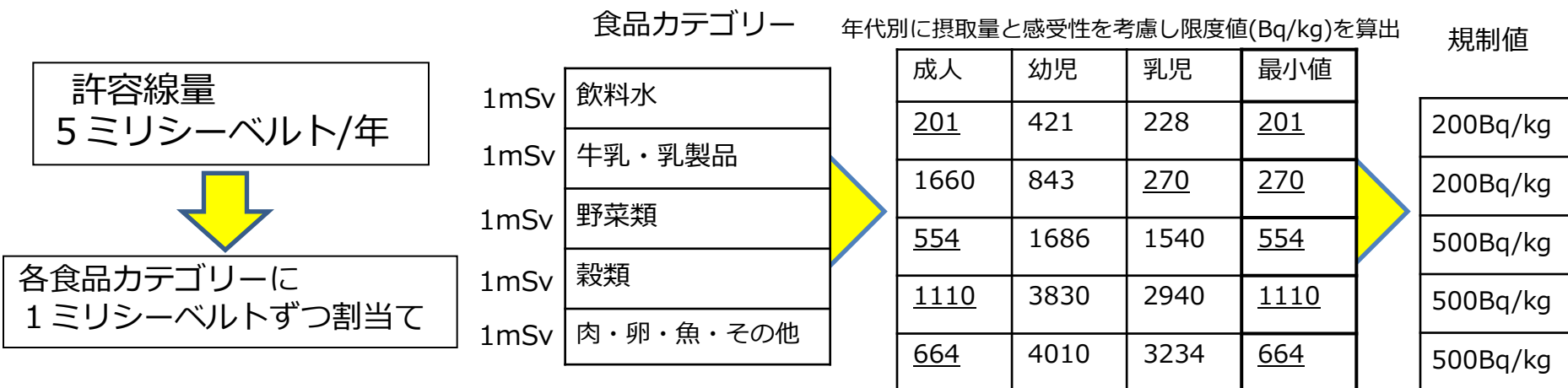
○食品衛生法に基づく放射性物質に関する現行の暫定規制値については、原子力安全委員会が、原子力発電所事故等を想定した「原子力施設等の防災対策について」の中で示している「飲食物摂取制限に関する指標」に沿って、以下の考え方により設定されている。

①食品からの被ばくに対する年間の許容線量を放射性セシウムについては、5 mSvと設定し、食品カテゴリーごとに割当てを行う。

②汚染された食品を食べ続けた場合等の前提条件を置いた上で、設定した線量を超えないよう、食品カテゴリーごとの摂取量等をもとに、規制値 (Bq/kg)を算出。

※成人、幼児、乳児それぞれの摂取量や感受性にも配慮し、年代別に得られた限度値の中で最も厳しい数値を全年齢に適用。

例) 現行の暫定規制値における、放射性セシウムに係る規制値の設定方法



■食品の新たな基準値の設定について

1. 見直しの考え方

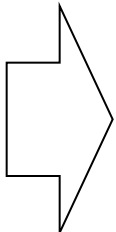
- 現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、現在の暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げる。
- 年間1ミリシーベルトとするのは、
 - ① 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること
 - ② モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること
- 特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

2. 基準値の見直しの内容（新基準値は平成24年4月施行予定。一部品目については経過措置を適用。）

○放射性セシウムの暫定規制値※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



○放射性セシウムの新基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

（単位：ベクレル/kg）

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

食品区分の範囲について

食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	①全ての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい ②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値（10 Bq/kg）を提示 ③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能	○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶
乳児用食品	○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	○健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの ○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの
牛乳	①子どもの摂取量が特に多い ②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料
一般食品	以下の理由により、「一般食品」として一括して区分 ①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能 ②国民にとって、分かりやすい規制 ③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合	○上記以外の食品